

プロジェクト **のれん及び減損**項目 **ヘッドルーム・アプローチを用いたのれんの減損テストの有効性の改善****本資料の目的**

1. 2018 年 4 月 16 日及び 17 日開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF) 会議において、のれん及び減損の研究・プロジェクトに関連して、ヘッドルーム・アプローチに関する議題が取り上げられる予定である。
2. 本資料は、ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーに基づき、IASB スタッフが検討しているヘッドルーム・アプローチについて、本アプローチのメカニズムをご説明したうえで、ASAF メンバーへの質問事項に対する ASBJ 事務局の発言案を検討することを目的としている。

**IASB スタッフの検討の概要****(ヘッドルーム・アプローチが減損テストをどのように改善するか)**

3. IASB スタッフは、現行の減損テストの要求事項とヘッドルーム・アプローチを次のとおり比較分析している。

現行の要求事項	ヘッドルーム・アプローチ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の減損テスト日 (T1) の資金生成単位 (以下「CGU」という。) の回収可能価額 (RA) と帳簿価額 (CA) とを比較する。</li> <li>・減損テスト日において CGU の回収可能価額が帳簿価額を下回る (すなわち、<math>RA_{T1} &lt; CA_{T1}</math>) 場合のみ、のれんを減損する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の減損テスト日 (T1) の CGU のトータル・ヘッドルーム (<math>TH_{T1}</math>) と、直前の減損テスト日 (T0) の CGU のトータル・ヘッドルーム (<math>TH_{T0}</math>) とを比較する。</li> <li>・トータル・ヘッドルームが減少する場合 (すなわち、<math>TH_{T1} &lt; TH_{T0}</math>)、<math>TH_{T0} - TH_{T1}</math> に相当する購入のれんの減損が生じたと推定する (当該推定が反証されない限り)。</li> <li>・企業が推定を反証する場合、トータル・ヘッドルームの減少の一部又は全部を購入のれんに帰属させるべきではない理由を開示しなければならない。</li> </ul>

(ヘッドルーム・アプローチの設例)

4. IASB スタッフは、次の設例を用いてヘッドルーム・アプローチを説明している。

(1) X 社は、年次報告日 (annual reporting date) に、のれんの減損テストを実施している。X 社は、最近の企業結合で取得した購入のれんが含まれる CGU Z を保有している。

(2) 次の表は、年次報告日 3 年分 (T0、T1 及び T2) の CGU Z の回収可能価額と帳簿価額を示している (事業活動のレベルにおける変化がないことを仮定する。)

CGU Z	(通貨単位 : CU)		
	T0	T1	T2
帳簿価額 (CA)			
－ 購入のれん (CA-G)	※1 100	※2 100	※2 100
－ 他の認識される資産 (負債控除後) (CA-O)	525	510	500
回収可能価額 (RA)	730	695	680

※1 減損損失が発生している場合にはこれを認識した後の T0 時点の金額

※2 T1 及び T2 時点の減損損失を認識する前の金額

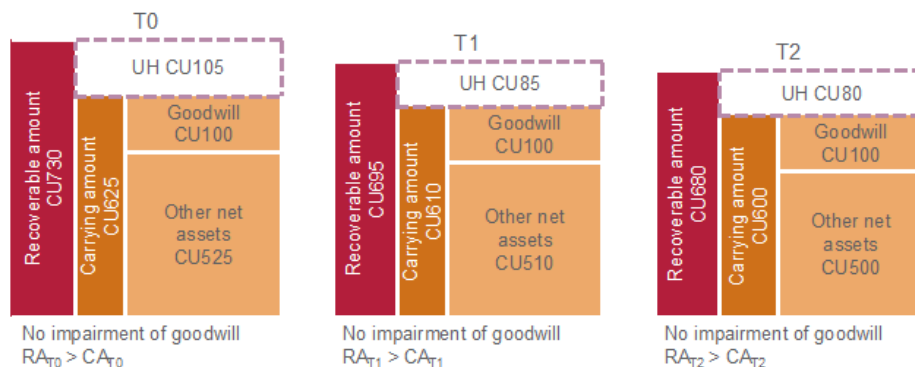
(現行の要求事項に基づく減損テスト)

5. IAS 第 36 号「資産の減損」における現行の要求事項を適用した場合、CGU Z の減損テストは、次の結果となる。

(1) T0 : RA<sub>T0</sub> CU730 > CA<sub>T0</sub> CU625 のため、のれんの減損損失は生じない。

(2) T1 : RA<sub>T1</sub> CU695 > CA<sub>T1</sub> CU610 のため、のれんの減損損失は生じない。

(3) T2 : RA<sub>T2</sub> CU680 > CA<sub>T2</sub> CU600 のため、のれんの減損損失は生じない。



6. なお、現行の IAS 第 36 号では、回収可能価額(RA)の測定に使用される主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、帳簿価額が回収可能価額を上回るようになる場合にのみ、未認識のヘッドルーム(UH)が財務諸表に開示される(IAS 第36号第134項(f))。

**(ヘッドルーム・アプローチに基づく減損テスト)**

7. ヘッドルーム情報を使用した場合、CGU Z の減損テストは、次の結果となる。

(1) T1 :

T1 と T0 のトータル・ヘッドルームの金額を比較する。

$TH_{T1}$  CU185<sup>1</sup> <  $TH_{T0}$  CU205<sup>2</sup> より、減少額 CU20 (=CU205-CU185) をのれんの減損として認識する。

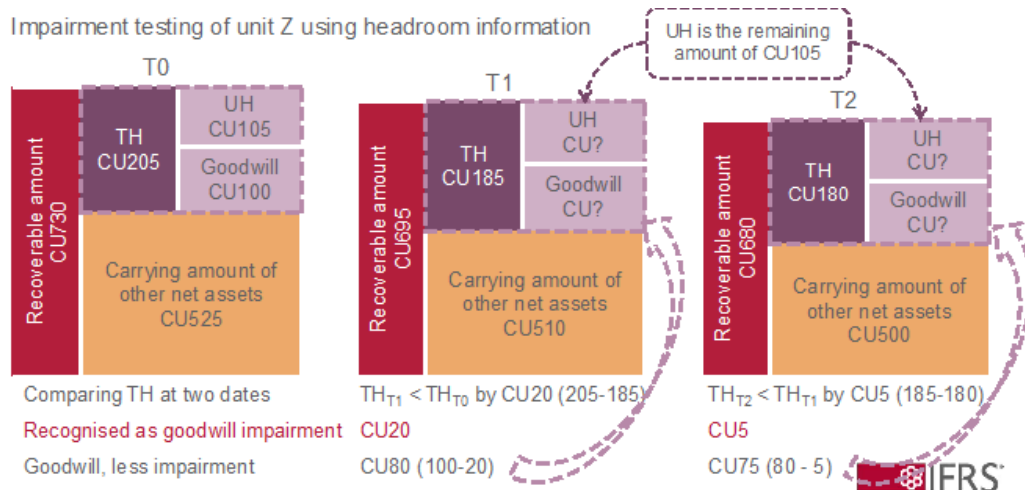
減損控除後ののれんの残高は CU80 (=CU100-CU20) となる。

(2) T2:

T2 と T1 のトータル・ヘッドルームの金額を比較する。

$TH_{T2}$  CU180<sup>3</sup> <  $TH_{T1}$  CU185<sup>1</sup> より、減少額 CU5 をのれんの減損として認識する。

減損控除後ののれんの残高は CU75 (=CU80-CU5) となる。



<sup>1</sup>  $RA_{T1} - CA_{T1} = CU695 - CU510 = CU185$   
<sup>2</sup>  $RA_{T0} - CA_{T0} = CU730 - CU525 = CU205$   
<sup>3</sup>  $RA_{T2} - CA_{T2} = CU680 - CU500 = CU180$

**(購入のれん及び/又は未認識のヘッドルームへの減損損失の帰属)**

8. IASB スタッフは、減損損失の帰属について次のように説明している。
- (1) 現行の減損テストモデルでは、トータル・ヘッドルームの減少の最初の層は、未認識のヘッドルームによって吸収される（本資料第5項の例において、T0 から T1 のトータル・ヘッドルームの CU20 の減少は、未認識のヘッドルームによって吸収される。同様に、T1 から T2 のトータル・ヘッドルームの CU5 の減少も、未認識のヘッドルームによって吸収される。）。
  - (2) これは、特に、トータル・ヘッドルームの減少が、企業結合から期待されるシナジーを実現できないなどの理由によるものである場合には、経済実態を反映しない可能性がある。
  - (3) したがって、ヘッドルーム・アプローチでは、トータル・ヘッドルームの減少は、最初に購入のれんに帰属するとの反証可能な推定を設ける（本資料第7項参照）。
  - (4) 購入のれんに帰属するトータル・ヘッドルームの減少は、企業の財務諸表において減損損失として認識される。
  - (5) しかし、企業は、トータル・ヘッドルームの減少の全部又は一部が購入のれんに帰属しないことを示す特定の証拠に基づいて、推定の反証が可能である。
  - (6) トータル・ヘッドルームの減少が次のような理由によるものである場合、推定は反証される可能性がある。
    - ① 割引率のリスクフリー要素の増加
    - ② CGU に含まれる、財務諸表において取得原価に基づいて測定される資産の現在価値の大幅な下落
  - (7) そのような状況では、企業は、減少の理由に応じて、トータル・ヘッドルームの減少の全額を未認識のヘッドルームに、あるいは購入のれん及び未認識のヘッドルームに比例的に帰属させることが考えられる。
  - (8) 未認識のヘッドルームに帰属するトータル・ヘッドルームの減少は、企業の財務諸表に認識されない。
  - (9) しかしながら、企業はトータル・ヘッドルームの減少の帰属の根拠を開示する。

**(ヘッドルーム・アプローチのメリット及びデメリット)**

9. IASB スタッフは、ヘッドルーム・アプローチのメリット及びデメリットについて次のように分析している。

メリット

- (1) 自己創設のれんのシールドリング効果（回収可能価額が減少した場合でも、未認識のヘッドルーム（主に自己創設のれんで構成される）が当該減少額を吸収する限り、のれんの減損損失が覆い隠される効果）が除去される。
- (2) 企業は、購入のれんに影響を及ぼす要因について、注意深く考える必要が生じる。
- (3) 過度な楽観主義を毎年維持することが困難な場合、トータル・ヘッドルームに悪影響を及ぼし、購入のれんの減損を招く可能性があるため、経営者にキャッシュ・フローの過度に楽観的な予測を回避させる。
- (4) のれんの減損の認識のタイミングが改善する可能性がある。
- (5) 投資家は、トータル・ヘッドルームの減少の帰属に用いられる基礎の開示から便益を受ける。

デメリット

- (1) 次の理由から、減損テストモデルを適用するコストが増加する。
  - ① 回収可能価額の正確な測定
  - ② 反証可能な推定の適用

**ASAF メンバーへの質問事項**

10. 2018年4月開催のASAF会議におけるASAFメンバーへの質問事項は、次のとおりである。
- (1) ヘッドルーム・アプローチの適用において、企業に生じる可能性があるコストの性質及び程度を指摘してほしい。
  - (2) ヘッドルームの減少を帰属させるために使用した基礎の開示は、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えるか。

## ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

11. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は次のとおりである。

### (ヘッドルーム・アプローチに対する全般的な発言案)

(1) ASBJ 事務局は、次の理由から、ヘッドルーム・アプローチのメカニズム自体を支持していない。

- ① 本アプローチは、のれんが配分された CGU に含まれる資産の含み益や自己創設のれんが購入のれんの減損を覆い隠す問題の一部に対処し得るものである点は理解できる。しかしながら、本アプローチでは、自己創設のれん等の会計上未認識の価値の増減額が、のれんの減損損失の測定に反映される。この方法では、「自己創設のれん等がのれんの減損を覆い隠す問題」に限定的にしか対処しない結果となると同時に、本来会計上認識が禁止されている自己創設のれんが、購入のれんの減損損失の認識を通じて会計処理に反映されることに繋がる。
- ② 現行 IAS 第 36 号の減損モデルでは、減損損失は、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果であり、減損後の帳簿価額は回収可能価額であるため、経営者が説明責任を果たすうえで有用な情報となり得る。これに対し、本アプローチのもとで認識される減損損失は、前回テスト日時点からのトータル・ヘッドルームの減少額であり、減損後ののれんの帳簿価額はこの減損損失を便宜的にのれんに帰属させた結果にすぎない。したがって、減損損失の金額並びに減損後ののれんの帳簿価額は、経営者が説明責任を果たすために有用な情報とはなり得ず、財務諸表利用者への目的適合的な情報の観点から説明することも困難である。
- ③ 本アプローチは、CGU を単位とする部分的な企業の価値（すなわち、CGU の回収可能価額）を企業に計算させ、当該部分的な企業価値の増減額を購入のれんの減損損失を通じて財務諸表に反映させる手続である。この点で、CGU の回収可能価額の測定の目的が、現行 IAS 第 36 号の減損モデルにおける目的（すなわち、測定された金額を帳簿価額が超えていないことを確かめること）とは異なっている。ASBJ は、当該回収可能価額の測定の目的の変更が、一般目的財務報告の目的（財務報告に関する概念フレームワーク 1.7 項参照）との関連で受入可能なものであるのか、懸念を持っている。

(「ASAF メンバーへの質問事項」に対するの発言案)

ヘッドルーム・アプローチの適用に関するコストについて

(2) 回収可能価額の正確な測定に関するコスト

企業は、IAS 第 36 号に基づく現行の実務において、のれんの減損リスクが相応に低い場合には、回収可能価額の精緻な計算を行っていない可能性がある。ヘッドルーム・アプローチのインプットとして使用する目的で、より精緻なレベルでの回収可能価額の算定が求められる場合には、コストが増加すると考えられる。

(3) 反証可能な推定の適用に関するコスト

反証を行うに足る情報を入手するためには、ヘッドルームの構成要素別の変動要因をトラッキングするための追加的なコストと、立証のために必要となる監査人との議論が避けられないと考えられる (GPF 会議でのフィードバックとして示された意見 (別紙第 2 項(2)②) に同意する)。

また、IASB スタッフの検討には、反証時の次回以降の減損テストの方法が明らかでなく、その方法によっては、モデルがさらに複雑になり想定されるコストが増加することも懸念される。

ヘッドルームの減少を帰属させるために使用した基礎の開示の有用性について

(4) 反証可能な推定を覆して、トータル・ヘッドルームの減少の一部をのれん以外に帰属させる場合、帰属計算に使用した基礎の開示は当然に要求されるべきと考える。ただし、ASBJ はヘッドルーム・アプローチ自体が、財務諸表利用者に有用な情報を提供する方法とは考えていないため、帰属に使用した基礎の開示から有用な情報が提供されるとも考えていない。

**ディスカッション・ポイント**

IASB スタッフの検討の内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

**直近の資本市場諮問委員会（CMAC）会議及び  
世界作成者フォーラム（GPF）会議でのフィードバック**

**（CMAC 会議でのフィードバック）**

1. 直近の CMAC 会議において次のようなフィードバックが寄せられた。
  - (1) CMAC メンバーの明らかに半数を超える者（a good majority）が、未認識のヘッドルームのシールドリング効果を取り除くことから、ヘッドルーム・アプローチを支持した。
    - ① 複数の CMAC メンバーは、財務諸表において、付随する記述的情報の開示が企業に要求されることが重要であることを強調した。
    - ② 複数の CMAC メンバーは、減損テストにヘッドルーム・アプローチを使用するよりも、ヘッドルームを開示することを選好した。
  - (2) その他のフィードバック
    - ① ある CMAC メンバーは、反証可能な仮定を用いることで、購入のれんに関連がない理由によるトータル・ヘッドルームの減少が、購入のれんに帰属させられる可能性があることを警告した。
    - ② 数名の CMAC メンバーは、のれんの償却を支持した。
    - ③ ある CMAC メンバーは、当初認識時にのれんを複数の構成要素に分け、構成要素の性質に応じて、償却する構成要素、直ちに資本直入する構成要素、又は減損のみを適用する構成要素のいずれかによって、事後的に会計処理する方法を支持した。

**（GPF 会議でのフィードバック）**

2. 直近の GPF 会議において次のようなフィードバックが寄せられた。
  - (1) IASB スタッフは、ヘッドルーム・アプローチの適用において生じる可能性が高いコストの性質と程度について、GPF メンバーに尋ねた。
  - (2) 多くの GPF メンバーは、主に次の 2 つの理由から、ヘッドルーム・アプローチはのれんの減損テストに重大なコストを追加することになる可能性が高いと述べた。



- ① 未認識のヘッドルームが多額にある年についても、より正確な回収可能価額の測定が要求される。
  - ② トータル・ヘッドルームの減少の全額が購入のれんに帰属するという反証可能な仮定は、監査人との議論を著しく増加させると同時に、監督当局からの質問をひきつけることとなる。
- (3) 複数の GPF メンバーは、企業結合に支払われた対価を裏付けるために行った仮定と、実績をトラッキングするうえでコストが発生することを指摘した。
  - (4) ある GPF メンバーはヘッドルーム・アプローチを支持したものの、未認識のヘッドルームが取得前ヘッドルームを上回る限り、トータル・ヘッドルームの減少を購入のれんに帰属させるべきではないと考えた。
  - (5) 別のある GPF メンバーは、ヘッドルーム・アプローチの導入は、IAS 第 36 号「資産の減損」におけるのれんの減損損失の戻入れの禁止との矛盾を生じさせることを指摘した。ヘッドルーム・アプローチがトータル・ヘッドルームの減少の一部又は全額を購入のれんに帰属させるのに対し、IAS 第 36 号の戻入れの禁止は、トータル・ヘッドルームのいかなる事後的な増加も購入のれんに帰属させられないことを意味する。

以 上